

# ○学校法人金沢工業大学 書類閲覧規程

(平成 17 年 4 月 1 日施行)

改正 平成 23 年 11 月 11 日 平成 23 年 12 月 20 日

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、学校法人金沢工業大学情報公開規程第 3 条第 2 項の規定に基づき、学校法人金沢工業大学（以下「本法人」という。）の利害関係人が本法人の事務所に備えた書類を閲覧することに関し必要な事項を定める。

(閲覧請求者)

**第 2 条** 閲覧を請求することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本法人の設置する学校に在籍する学生及びその保護者
- (2) 本法人と雇用の関係にある者
- (3) 前 2 号以外の者であって、本法人との間で法律上の権利義務関係を有するもの
- (4) 本法人に寄附を行った者又は寄附を検討している者

2 前項に掲げる者が閲覧することができる書類は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定める書類とする。

- (1) 前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者

私立学校法第 47 条第 2 項及び学校法人金沢工業大学寄附行為第 38 条第 2 項に定める財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書（次号において「財産目録等」という。）

- (2) 前項第 4 号に掲げる者

租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 2 号ロに定める寄附行為、役員名簿、財産目録等、役員報酬又は教職員の給与に関する規程、役員若しくは役員と親族関係を有する者又は役員と特殊な関係のある者からの本法人に対する寄附金の額の一事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものの氏名並びにその寄附金の額及び受入れ年月日を記載した書類、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類及び本法人が支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類

(閲覧所)

**第 3 条** 閲覧の請求及び閲覧を行う場所(第 5 条、第 8 条において「閲覧所」という。)は、次のとおりとする。

石川県野々市市扇が丘 7 番 1 号 学校法人金沢工業大学 法人本体内

(閲覧時間)

**第 4 条** 閲覧時間は、午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。(ただし、正午から午後 1 時までを除く。)

(閲覧所の休業日)

**第 5 条** 閲覧所の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)
- (4) 本法人の創立記念日(6月1日)
- (5) 国又は本法人が臨時に定める日

(臨時休業等)

**第6条** 書類の整理その他必要あるときは、前2条の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は臨時に休業することがある。

(閲覧の申請)

**第7条** 閲覧しようとする者は、本人確認書類を係員に提示するとともに、所定の書類閲覧申請書に住所、氏名、閲覧しようとする書類、その他必要な事項を記入し、係員に提出しなければならない。

(禁止行為)

**第8条** 閲覧する者は、書類を汚損し、若しくは毀損し、又は閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

2 閲覧する者は、書類をコピー又は撮影してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

**第9条** 係員は、書類を閲覧し、又は閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 係員の指示に従わなかったとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) この規程に違反したとき。

(閲覧の拒絶)

**第10条** 本法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を拒絶することができる。

- (1) 所定の閲覧時間外や休業日に請求がなされた場合
- (2) 本法人を誹謗中傷することを目的とする場合等、不法・不当な目的である場合
- (3) 公開すべきでない個人情報が含まれる場合
- (4) 本法人が公開すべきでない判断する正当な理由がある場合

## 附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成23年11月11日から改正施行する。
- 3 この規程は、平成23年12月20日から改正施行する。